

令和8年4月27日

農林水産部長専決

八代市販路拡大事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市農林水産業の活性化やフードバレーやつしろの推進を図るため、八代産品商品開発・販路拡大計画に基づき、本市の豊富な農林水産物を活かし、国内外への販路拡大に取り組む者に対し、予算の範囲内で八代市販路拡大事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「販路拡大」とは、本市の農林水産物又は加工品のいずれかについて、これまでに取引を行っていない国内外の販売先に対して、新規に販路を開拓し、又はこれまで取引を行っていた販売先との取引量を拡大させ、若しくはEC等デジタル市場を活用した取組により販路を開拓、拡大することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 八代産品商品開発・販路拡大計画認定制度実施要領（令和7年6月23日農林水産部長専決）に基づく八代産品商品開発・販路拡大計画の認定を受けている者であること。

(2) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者

ア 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

イ その他市長が適当でないと認める事業

(3) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、

次の各号のいずれかに該当する事業であって、当該年度の3月第2金曜日までに完了するものとする。

- (1) 国内における販路拡大事業
- (2) 海外における販路拡大事業
- (3) EC等デジタル市場を活用した販路拡大事業

2 補助金の交付回数の上限は、前項各号に掲げる事業のいずれか1回とする。

3 第1項の規定にかかわらず、事業実施年度に同一事業に対し、他の補助等を既に受け、又は受ける予定がある事業は、補助対象事業としない。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八代市販路拡大事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を八代市販路拡大事業補助金交付決定通知書（様式第4号）又は八代市販路拡大事業補助金交付却下通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

(変更申請)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、決定を受けた内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、八代市販路拡大事業補助金変更承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助対象経費の額の20パーセント以内の変更であり、かつ、補助金の減額の変更については、この限りでない。

- (1) 事業変更計画書（様式第7号）
- (2) 収支変更予算書（様式第8号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(変更承認)

第9条 市長は、前条の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、八代市販路拡大事業補助金変更交付決定通知書(様式第9号)又は八代市販路拡大事業補助金変更却下通知書(様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに八代市販路拡大事業補助金完了報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第12号)
- (2) 収支決算書(様式第13号)
- (3) 収支を証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、八代市販路拡大事業補助金交付確定通知書(様式第14号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求等)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、八代市販路拡大事業補助金交付請求書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 交付決定者は、補助対象事業により取得した財産を市長の承認を受けないで期間内に処分してはならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要領の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、八代市商品開発・販路拡大事業補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により交

付決定者に通知するものとする。

(書類の整備)

第15条 交付決定者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を整備し、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、農林水産部長専決の日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条から第15条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表 (第5条関係)

補助対象経費		補助金の額等
出展料	展示会等への出展及び商談会への参加に要する経費	補助対象経費の1/2以内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 国内における販路拡大 10万円 (2) 海外における販路拡大 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア シンガポールで開催されるもの 25万円 イ シンガポール以外で開催されるもの 20万円 (3) EC等デジタル市場における販路拡大 5万円
使用料	会場使用料、会場での光熱水費及びインターネット利用料等	
展示装飾費	小間内の装飾費、展示に必要な資材費(ポスター・パネル作成)、備品・機器等のリース費用等	
輸送費	展示品や展示用資材、配布するパンフレット等の運搬委託費	
広告宣伝費	商談会、展示会、物産展等の会場において配布するための会社案内、商品カタログ、パンフレット等の製作費及びPR動画作成経費	
通訳費	商談会、展示会、物産展等に係る通訳に要する経費	
旅費	商談会、展示会、物産展等の開催、出展等に係る旅費	
委託費	補助対象事業を実施するに当たり、補助対象者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ委託して行わせるために必要な経費	
サンプル費	商談会、展示会、物産展等の開催、出展等で試食及び展示等で商品を使用するために必要な経費	
その他市長が必要と認める経費		

備考

- 1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。